○北陸地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九	かほく市木津八五番一から同市木津ロ二五番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月三十一日

○北陸地方整備局告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日

北陸地方整備局長　小俣　篤

一　道路の種類及び路線名

一般国道　百五十九号	かほく市木津八五番一から同市木津ロ二五番九まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月一日

○近畿地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月三十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　中播都市計画道路事業三・四・二十二号大日線

三　事業施行期間　自平成三十年一月三十一日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県姫路市砥堀字宮ノ本、字中北野及び字北野並びに仁豊野字九丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県南宇和郡愛南町柏二〇五四番から宇和島市津島町上畑地甲五四四番一まで	前	A　九・六〇～一〇・一四	九九・三六メートル	一一・八〇四キロメートル
		B・C　一〇・一四～一四四・四二	三・〇四一	
	後	A　九・六〇～一〇・一四	九九・三六メートル	一一・八〇四キロメートル
		B・C・D　一〇・一四～一四四・四二	五・八四六	

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市余戸南三丁目一〇九九番から同市千舟町七丁目一二番一三まで	前	A　二四・一三～六〇・九六	四・一二三キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一八・二五～六五・六九	三・四九四	
	後	A　二四・一三～六〇・九六	四・一二三	
		B・C・D　一八・二五～五六・六八	三・四九四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○北海道開発局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　滝川都市計画道路事業三・四・七号鈴蘭通及び三・四・八号蔵前通

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし